

岡山市消費者教育推進計画(素案)概要版(パブリックコメント後の事務局修正版)

趣旨等

【趣旨】

自ら考え、選択し、行動する消費者、さらには公正で持続可能社会の形成に積極的に参画する消費者を育成するため、様々な主体との連携・協働のもと消費者教育を推進する。

【計画の位置づけ】

消費者教育推進法第10条第2項に基づく計画

【計画期間】

平成30年度から平成34年度までの5年間

(スローガン) (案) つながる消費者教育
目標 (案) 安全・安心で豊かな消費者市民社会を実現するために、自ら考え、選択し、行動する消費者の育成

基本目標

重点
施策
1学校園における
消費者教育の推進

- ・消費者教育に関する授業及びその他教育活動等の充実
- ・教職員の指導力向上のための研修会等の実施
- ・外部人材(機関)の活用
- ・消費者教育に関係した教材等の充実

重点
施策
2高齢者・障害のある人及びその
支援者等への消費者教育の推進

- ・地域での消費者被害防止啓発活動の実施
- ・出前講座の実施
- ・地域で消費者教育を充実させ推進する担い手の育成
- ・「安全・安心ネットワーク」での見守りの活動の強化【消費者安全確保地域協議会】

重点
施策
3ESDの取組と関連する
教育との連携

- ・消費者教育の理解推進のための研修会の開催
- ・既存の取組に消費者教育の視点を入れた連携事業の実施
- ・公民館を拠点に町内会、地域団体、事業者等が実施しているESDの取組との連携

重点
施策
4効果的な消費者教育に関する
情報の提供

- ・対象に応じた出前講座や研修会の開催
- ・広報紙、ホームページによる情報提供
- ・市政記者クラブへの資料提供
- ・学校、地域関係団体への電子メールによる消費生活情報の提供
- ・SNSを活用した消費生活情報の提供
- ・対象年齢に適した啓発資材の提供